

## ●香川県告示第198号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和元年12月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 1 形質変更時要届出区域

坂出市林田町字滝新開4265番2

### 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、二一クロロ一四・六一ビス（エチルアミノ）一一・三・五一トリアジン（別名シマジン又はC A T）、シアノ化合物、N・N—ジエチルチオカルバミン酸S—四一クロロベンジル（別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ）、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム又はチラム）、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふつ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、ポリ塩化ビフェニル（別名P C B）並びに有機りん化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名E P N）に限る。）

### 3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアノ化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふつ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物